

火災保険・地震保険

「保険を使って無料で修理します」と

勧誘を受けた時に **トラブル** に遭わないための **ポイント!**

すぐに契約しないで、まずはチェック



Check
1

まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を!

- 保険金の請求は、ご自身で簡便に行うことができます。
- 壊れた原因・物が保険の補償対象になるかご自身で確認しましょう。うその理由で保険金請求をすると詐欺に該当する場合があり、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

<消費生活相談事例>

- 保険金申請代行業者が訪問し、台風や大雨で被害を受けたことにして保険金を請求できると勧誘され契約したが、問題はないか。



Check
2

修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

- 修理をキャンセルした時の違約金や保険申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。

<消費生活相談事例>

- 火災保険で雨どいの修理ができると来訪した業者に保険金請求を依頼した。その後、修理をしないと伝えたら30%の違約金を請求された。



ご心配・ご不安なことが
あれば。。。

一人で悩まず、
消費者ホットライン188
にご相談ください。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

